仕様書

１　品名

　自家用乗用自動車４ＷＤ

２　数量

　９両（予定）（最少６両）

３　納入場所

　日本郵便株式会社調達部物品契約担当（以下「物品契約担当」という。）から「納入通知書」により通知する。

　なお、納入場所は、納入回ごとに通知する全国の郵便局等であり、島しょ等に所在する郵便局も含まれる。また、納入数量は、１つの郵便局等に１両からの納入もあり、異なる納入回で同一の郵便局等に複数回納入する場合もある。

　おって、現時点で予定している納入場所等は別紙１のとおり。

４　納入期限

　確定した納入期限及び納入場所ごとの納入数量については、原則として、当該納入期限の日の前日から起算して 60 日前までに通知する。

　なお、最終納入期限は平成 28 年 3 月 18 日（金）とする。

５　規格等

　次の要件による一般市販の標準型車両で、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準を満たすものであること。

⑴　用途

　乗用

⑵　総排気量及びエンジン

　1,000cc～1,300cc クラスのガソリンエンジン

⑶　トランスミッション

　オートマチックトランスミッション（ＡＴ）、自動無段変速機（ＣＶＴ）又はこれらに準ずるもの（※オートマチック限定免許により運転可能な車両であること。）

⑷　車体寸法

ア　全長　3,630㎜～4,130㎜

イ　全幅　1,660㎜～1,700㎜

ウ　全高　1,490㎜～1,560㎜

⑸　環境性能、燃費性能等

ア　平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベルを満たすこと。

イ　国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の平成 26 年度の基本方針に示された自動車の判断基準（排出ガス及び燃費基準値）を満たすこと。

⑹　その他
　新車であること。
　なお、新車であっても不特定多数の人により操作可能な状態にあった車両（展示車、試乗車等）は不可とする。

６　車体色
　白色

７　装備品
　装備品は以下のとおりとするが、⑴カについては、「納入内訳書」を交付する際に併せて通知する。
⑴　全車に装備するもの
　ア　エアコン及びカーラジオ
　イ　パワーステアリング
　ウ　パワーウインドウ
　エ　運転席及び助手席エアバッグ
　オ　４輪ＡＢＳ
　カ　寒冷地仕様及び防錆処理（アンダーコーティング）
　キ　ポータブルナビゲーション用のシガーソケット（ただし、ポータブルナビゲーション本体は装備しないこと。）
　ク　その他、一般市販車と同一の標準装備品
　　なお、テレビ機能を標準装備としている場合は、走行中、停止中を問わず、テレビを視聴できないよう措置すること。
⑵　特定の車両のみ装備するもの
　ア　次の機能を有するＥＴＣ車載器
　　・抜き忘れ防止
　イ　次の機能を有するカーナビゲーションシステム
　　【一般仕様】
　　　・センターコンソール部内蔵型
　　　・画面サイズ7インチ以上
　　　・ＶＩＣＳ情報受信
　　【表示機能】
　　　・縮尺調整
　　　・市街地地図（1/2500 以上のスケール）の表示
　　　・到着予想時刻表示
　　　・高速道路（ハイウェイ）モード
　　【検索機能】
　　　・名称検索
　　　・住所検索
　　　・電話番号検索

・施設検索

【案内機能】

・音声案内（交差点の手前や高速（有料）道路、合流地点など）

・交差点拡大図

８　附属品

⑴　停止表示板　　　１両につき１個

⑵　標準工具　　　　１両につき１式

⑶　フロアマット　　１両につき１式

⑷　整備手帳及び取扱説明書　１両につき各１部

⑸　標準附属品　　　１両につき１式

９　納入前の品質確認

納入に際しては、事前にカタログ等を日本郵便株式会社調達部総務・総括担当（以下「検査担当」という。）に提出し、品質確認を受け、合格すること。

なお、品質確認希望日の前日から起算して７営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とする。）前の日までに、確認日、確認場所等について検査担当と協議し、同担当に「品質確認申請書兼実施指示書」を提出すること。

10　納入後の書類の提出等

納入の際は、納入先に納品書を提出の上、受領者の記名、押印及び検収日の記載を受け、納入完了の日の翌日から起算して１０営業日以内に検査担当に提出すること。

なお、「納品書」の返送が必要な場合は、返信用封筒を添付することとし、返送に係る費用は契約者の負担とする。

11　届出事務

車両は「自家用」で登録し、登録（届出）事務の一切の手続きを無償で代行すること。

なお、新規登録に必要な「所有者の氏名又は名称」、「所有者の住所」、「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」及び「使用者の本拠の位置」は「日本郵便株式会社」とすること。

12　各種租税、手数料等

⑴　自動車損害賠償責任保険の付保

自動車損害賠償責任保険の付保は当社が行い、新規登録に必要となる自動車損害賠償責任保険証明書を、届出予定日の前日から起算して２週間前までに日本郵便株式会社調達部車両業務担当（以下「主管担当」という。）から交付する。

⑵　自動車重量税

自動車重量税法に基づく「自動車重量税」を納付すること。

なお、新車購入時における環境対応車普及促進税制による減税措置（エコカー減税）の対応車種を納入する場合は、減税された額とする。

(3) 自動車取得税

地方税法に基づく「自動車重量税」を納付すること。

なお、新車購入時における環境対応車普及促進税制による減税措置（エコカー減税）の対応車種を納入する場合は、減税された額とする。

(4) 自動車税

地方税法に基づく「自動車税」を納付すること。

なお、新車購入時における環境対応車普及促進税制による減税措置（エコカー減税）の対応車種を納入する場合は、減税された額とする。

(5) 自動車リサイクル料金

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、自動車リサイクル料金（3 品目リサイクル料金、資金管理料金及び情報管理料金）を納付すること。

なお、リサイクル券は、自動車検査証とともに納入先に提出すること。

(6) 新規登録手数料

道路運送車両法に基づく「新規登録手数料」を納付すること。

(7) 保管場所標章

自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく「自動車保管場所証明書」の申請を行うとともに、「保管場所標章」の交付を受けること。

13　その他

(1) 保証期間

一般市販車と同一とする。

(2) 車台番号等の通知

車台番号、標識ナンバーが確定次第、別紙２「車台番号等通知一覧表」に記入・添付の上、速やかに別途通知するメールアドレス宛てメールで通知すること。

(3) 自動車検査証の写しの提出

納入した全ての車両の自動車検査証の写しを納入期限の翌月末までに主管担当に提出すること。

(4) その他

ア　納入車両は現在製造し、販売されているもので、当分の間引き続き製造し、販売されるものであること。また、納入車両が使用される期間（約 11 年）は、当該車両の部品を供給すること。

イ　契約金額には、車両本体のほか、輸送等納入に要する一切の諸経費を含めるものとする。ただし、自動車税、自動車重量税、自動車取得税、新規登録手数料（人件費を除く。）、自動車リサイクル料金、自動車保管場所証明書申請手数料（人件費を除く。）は、納入後、実費を支払うため、契約金額には含めず、受託者において立替えにより納付等した上で、主管担当宛て請求書を発行すること。

ウ　都道府県ごと、車台番号ごとにかかった自動車重量税、自動車取得税、自動車税（納入月も明記する。）、自動車リサイクル料金、自動車保管場所証明書申請手数料、保管場所標章交付手数料、営業証明書手数料及び新規登録手数料並びに市町村ごと、車台番号ごとにかかった自動車税（納付月も記入する。）を記載した明細内訳データ（自動車リサイクル料

金はまとめ表記も可）並びにその証拠書（自動車重量税及び自動車リサイクル料金（Ａ、Ｂ及びＣ券）の証拠書は、任意の１両分の写しを添付でよい。）を添付して、納付証明書を提出すること。

自動車税の納税証明書及びリサイクル券（Ａ券及びＢ券のみ。Ｃ券は交付しないこと。）は、自動車検査証と共に納入場所に交付するため、証拠書としての添付は不要（納税証明書の写しは必要）とする。

エ　契約締結後は、主管担当（03-3504-9780）の指示に従い履行すること。